

重度心身障害者医療費支給制度のお知らせ



令和4年10月1日から全受給者を対象に所得制限が適用されます。
受給資格者に一定以上の所得がある場合は、重度心身障害者医療費の支給が停止となります。

所得制限の内容

- 所得制限対象者… 受給資格者本人 ※未成年にあっても本人のみが対象です。
対象となる所得… 前年の収入 - 各種控除 = 【基準額と比較する金額】
※障害年金等の非課税所得は収入に含みません。
所得制限基準額… 特別障害者手当等の制度に準じています。

扶養親族の数	所得制限基準額	給与収入換算額
0人	3,604,000円	5,180,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円
3人	4,744,000円	6,604,000円
4人	5,124,000円	7,027,000円

※上記表の基準額は目安です。扶養親族の年齢により基準額に加算があります。

- 所得確認方法… 予め同意をいただき、市で所得を確認します。市で所得を確認できない場合は、所得の分かる証明書等を提出していただきます。
※新規申請の場合、1月から9月の申請は前々年所得、10月から12月の申請は前年所得で審査します。

受給者証の更新

①令和4年度の更新

ア 平成30年12月31日までに受給者証が交付されている方

令和4年9月末までに登録申請書等をご提出いただき、受給者証を更新します。

イ 平成31年1月1日以降に新規で申請された方

すでに所得制限が適用されているため、登録申請書等の提出は不要です。

②令和5年度以降の更新

全員の方が申請手続きの必要がなく、毎年10月1日までに所得審査と受給者証の更新を行います。前年の受給資格者本人の所得が、所得制限基準額以内の場合、翌年9月末までの受給者証を送付いたします。所得制限基準額を超えた場合、翌年9月までに受診した医療費の支給が停止となりますので、支給停止通知を送付いたします。

受給者証の有効期限

その年の10月1日～翌年の9月30日までの最長1年間です。(毎年、更新があります。)

※支給停止の場合は、この期間の医療費の支給が停止となります。

※手帳の再認定や有効期限等により、有効期限が短くなる場合があります。

○健康保険証等に変更があったときはお知らせください。

受給者証が自動更新になりますので、健康保険証、住所、氏名が変更になった際は、受給者証と保険証を裏面記載の窓口までお持ちいただき、お手続きをお願いいたします。